

議案第92号

つくば市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年11月25日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(つくば市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 つくば市職員の給与に関する条例（昭和62年つくば市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第2条 つくば市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

(つくば市常勤特別職給与条例の一部改正)

第3条 つくば市常勤特別職給与条例（昭和63年つくば市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」とし」を「100分の165」と」に改める。

第4条 つくば市常勤特別職給与条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(つくば市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第5条 つくば市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年つくば市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第6条 つくば市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(つくば市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 つくば市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年つくば市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第23条第1項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に、「とし、」を「と、」に改める。

第8条 つくば市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

第23条第1項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

#### 附 則

この条例は、第203回国会に提出された一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の法律としての施行の日（同法律案第1条、第3条及び第5条の規定の施行の日をいう。）から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、同法律案の法律としての施行の日（同法律案第2条、第4条及び第6条の規定の施行の日をいう。）から施行する。

#### （提案理由）

令和2年10月7日に人事院勧告が行われ、国家公務員の給与における改正法が令和2年11月に公布予定であることを踏まえ、国家公務員に準拠し、令和2年度に係る令和2年12月期及び令和3年6月期以降の期末手当の支給月数等を変更するため、この条例案を提出するものである。

## つくば市職員の給与に関する条例（昭和62年つくば市条例第20号）新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>第1条—第24条（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第25条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第26条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の105</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）—（4）（略）</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「100分の62.5」とする。</p> <p>4—6（略）</p> <p>第25条の2（以下略）</p>	<p>第1条—第24条（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第25条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第26条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の110</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）—（4）（略）</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「100分の62.5」とする。</p> <p>4—6（略）</p> <p>第25条の2（以下略）</p>

## つくば市職員の給与に関する条例（昭和62年つくば市条例第20号）新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>第1条—第24条（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第25条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第26条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）—（4）（略）</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「100分の62.5」とする。</p> <p>4—6（略）</p> <p>第25条の2（以下略）</p>	<p>第1条—第24条（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第25条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第26条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の105</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）—（4）（略）</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「100分の62.5」とする。</p> <p>4—6（略）</p> <p>第25条の2（以下略）</p>

## つくば市常勤特別職給与条例（昭和63年つくば市条例第3号）新旧対照表（第3条関係）

改正後	改正前
<p>第1条—第3条（略） （期末手当）</p> <p>第4条 常勤特別職の期末手当の額は、つくば市職員の給与に関する条例（昭和62年つくば市条例第20号。以下「給与条例」という。）第25条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の165</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p> <p>第5条（以下略）</p>	<p>第1条—第3条（略） （期末手当）</p> <p>第4条 常勤特別職の期末手当の額は、つくば市職員の給与に関する条例（昭和62年つくば市条例第20号。以下「給与条例」という。）第25条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p> <p>第5条（以下略）</p>

## つくば市常勤特別職給与条例（昭和63年つくば市条例第3号）新旧対照表（第4条関係）

改正後	改正前
<p>第1条—第3条（略） （期末手当）</p> <p>第4条 常勤特別職の期末手当の額は、つくば市職員の給与に関する条例（昭和62年つくば市条例第20号。以下「給与条例」という。）第25条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p> <p>第5条（以下略）</p>	<p>第1条—第3条（略） （期末手当）</p> <p>第4条 常勤特別職の期末手当の額は、つくば市職員の給与に関する条例（昭和62年つくば市条例第20号。以下「給与条例」という。）第25条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の165</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p> <p>第5条（以下略）</p>

## つくば市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年つくば市条例第17号）新旧対照表（第5条関係）

改正後	改正前
<p>第1条—第6条（略） （給与条例の適用除外）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及びつくば市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年つくば市条例第17号）第6条の規定」と、給与条例第25条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>第8条（以下略）</p>	<p>第1条—第6条（略） （給与条例の適用除外）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及びつくば市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年つくば市条例第17号）第6条の規定」と、給与条例第25条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>第8条（以下略）</p>



## つくば市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年つくば市条例第17号）新旧対照表（第6条関係）

改正後	改正前
<p>第1条—第6条（略） （給与条例の適用除外）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及びつくば市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年つくば市条例第17号）第6条の規定」と、給与条例第25条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>第8条（以下略）</p>	<p>第1条—第6条（略） （給与条例の適用除外）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及びつくば市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年つくば市条例第17号）第6条の規定」と、給与条例第25条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>第8条（以下略）</p>

## つくば市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年つくば市条例第42号）新旧対照表（第7条関係）

改正後	改正前
<p>第1条—第12条（略）</p> <p>（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第13条 給与条例第25条から第25条の3までの規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第25条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「100分の62.5」と、同条第4項中「扶養手当の月額並びにこれら」とあるのは「これ」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第14条—第22条（略）</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第23条 給与条例第25条から第25条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第25条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「100分の62.5」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p>	<p>第1条—第12条（略）</p> <p>（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第13条 給与条例第25条から第25条の3までの規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第25条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「100分の62.5」と、同条第4項中「扶養手当の月額並びにこれら」とあるのは「これ」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第14条—第22条（略）</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第23条 給与条例第25条から第25条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第25条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「100分の62.5」とし、同条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p>

2・3 (略)

第24条 (以下略)

2・3 (略)

第24条 (以下略)

## つくば市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年つくば市条例第42号）新旧対照表（第8条関係）

改正後	改正前
<p>第1条—第12条（略）</p> <p>（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第13条 給与条例第25条から第25条の3までの規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第25条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「100分の62.5」と、同条第4項中「扶養手当の月額並びにこれら」とあるのは「これ」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第14条—第22条（略）</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第23条 給与条例第25条から第25条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第25条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「100分の62.5」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p>	<p>第1条—第12条（略）</p> <p>（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第13条 給与条例第25条から第25条の3までの規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第25条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「100分の62.5」と、同条第4項中「扶養手当の月額並びにこれら」とあるのは「これ」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第14条—第22条（略）</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第23条 給与条例第25条から第25条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第25条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「100分の62.5」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p>

2・3 (略)

第24条 (以下略)

2・3 (略)

第24条 (以下略)